令和７年（フ）第１３９号
富山市向川原町４番24号
破産者　株式会社薬日新聞社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４５号
富山市太田口通り２丁目５－１サワダビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地富山市安住町７番14号
破産者　株式会社富山県市町村新聞社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１号
富山市呉羽町6832番地11
破産者　有限会社晃和商事
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０２号
富山市太郎丸西町一丁目４番地14
破産者　株式会社来夢
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０７５号
福岡県みやま市山川町尾野637番地
破産者　株式会社インデペンデンス
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４６号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代791番地１
破産者　ＩＴＰ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９号
鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1652番地
破産者　大弐水産株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第２４号
栃木県栃木市岩舟町静1141－３、商業登記記録上の本店所在地栃木県栃木市岩舟町和泉224番地２
破産者　株式会社ＩＮＡＢＡＦＡＲＭ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５８７号
栃木県下都賀郡壬生町大字北小林788番地10
破産者　株式会社ＴＨＳ総建
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目８番16号　ＯＭレジデンス八幡山公園505
破産者　川俣　竜仁
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市中今泉１丁目８番９号
破産者　金森　晴喜
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市今泉町212番地３　エルシオン102、前住所栃木県宇都宮市一番町１番５号ピットインＲ一番館　305
破産者　矢作　　充
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市東峰町3112番地５　コーポ中里Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市下岡本町2110番地77　プロムナード・デニムＡ102
（前々住所）宮城県仙台市太白区西多賀１丁目13番30号　エムアンドエムⅢ－201
破産者　佐野　由理
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０３号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅５号棟16号室
破産者　荻原　宏之
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３７号
埼玉県草加市手代三丁目15番９号
破産者　株式会社ＢＩＧ　ＢＡＲＮ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
埼玉県越谷市花田一丁目33番地14
破産者　株式会社ファクトリーＺＡＦＴ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４２号
千葉県木更津市中里２丁目９番４号、開始決定時の住所千葉県君津市君津台２丁目４番３号
破産者　甲斐　　修
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６１６号
横浜市都筑区仲町台１丁目34番３号サニーウィステリア２階
破産者　有限会社コスモノート
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字橋本603番地
破産者　珠開発株式会社
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４５号
山口県宇部市浜町２丁目９番11号
破産者　ウィステリアマウントグループ株式会社
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２１０号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣79番地１　郷鳴町営住宅６－206
破産者　株式会社ベジライフ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係